

# ● 手続きの流れ

事前相談

● 岐阜市版空き家バンクの利用には下記の要件を満たす必要があります。  
ご確認の上、まずは市にご相談ください。

- 現在、不動産業者（宅地建物取引業者）に売却を依頼していない。
- 土地・建物を一括で売却する。
- 登記がしてある。（建物登記、相続登記）
- 権利者全員の承諾がある。
- 敷地境界等に争いはない。
- その他、詳細な要件は市にお問い合わせください。

申込み

● 必要書類をご提出ください。  
・ 岐阜市版空き家バンク登録申込書  
・ 誓約書  
・ 間取り図

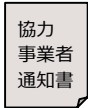
売却希望者

岐阜市



協力事業者選定

● 申込書の内容に問題がなければ協力事業者をお知らせします。



媒介契約

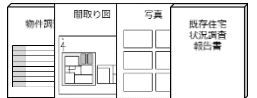
● 協力事業者と条件等まとまりましたら媒介契約を直接締結して下さい。  
※ 岐阜市は媒介契約には関与しません。  
※ 媒介契約は強制するものではありませんが、空き家バンクの利用には、協力事業者との媒介契約が必要となります。  
※ 契約の内容に納得できない場合は、媒介契約は行わず、空き家バンクの利用を再検討してください。

調査

● 可能な限り、現地にて立会いをお願いします。  
※ 空き家バンク登録には①～④の調査が必要です。

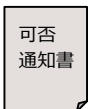
● 市職員と市が委託した業者にて調査を実施します。

- 調査内容
- ① 物件調査
  - ② 間取り図作成
  - ③ 内部写真撮影
  - ④ 建物状況調査



登録可否の通知

● 登録の可否をお知らせします。  
※ 調査の結果によっては登録できないことがあります。

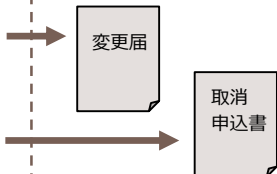


岐阜市版空き家バンク登録、インターネットで公開

※ 空き家の情報として、調査①～④の結果をインターネットで公開します。

変更・取消

● 登録内容に変更があったとき  
・ 岐阜市版空き家バンク登録変更届  
● 媒介契約を解除したとき  
● 登録を取り消したいとき  
・ 岐阜市版空き家バンク登録取消申込書



売買契約

● 購入希望者があらわれたとき  
・ 協力事業者を介して交渉・契約して下さい。  
※ 岐阜市は売買交渉・契約には関与しません。  
※ 売却希望者の判断で、売買契約をしてください。

結果報告

● 売買が成立したとき  
・ 岐阜市版空き家バンク売買報告書

